

「体罰に準じる」「学校教育法上ゆるされない」 県弁護士会「警告」に無反省な県教委

生徒に「黒染スプレーをかける」「ツブロック禁止」「スカートの長さを指定」「下着は白」など、県立高校でのゆき過ぎた頭髪・服装指導に批判の声があがっています。県弁護士会は昨年9月に、ある高校で女子生徒に黒染スプレーをかけた「頭髪指導」について、「警告書」を県教育委員会にだしています。
日本共産党は2月県議会予算委員会で、県教委は「警告書」をどう受け止めているのか、厳しく質しました。

県弁護士会の指摘（黒染スプレー）	県教育委員会の言い分
体罰に準じるものであり、指導方法として行うべきではない。 学校教育法上ゆるされない行為。	生徒本人の同意に基づき、黒スプレーによる指導を行う場合がある。適切な生徒指導の一環。
自己決定権（憲法13条）、表現の自由（憲法21条）を侵害したものである。	校長の判断で「きまり」を設け、適切に指導している。
有形力の行使（直接的な暴力）をしてはならない。	行事・授業等に出席させることが主な目的。 適切な指導。

加藤県議の予算委質問	県教育委員会の答弁
2019年度、25校210名に黒染スプレーをかけた。正当・適正な指導方法なのか。	同意を得た。指導は適切に行われた。
黒染スプレーをかける「指導」は、今まで通り、学校の判断を容認するのか。	校則等の「きまり」に違反した生徒を教育活動に参加させる適切な生徒指導。
別室で複数の先生に取り込まれ、入り口にも先生が立ち塞ぎ、「いや」「やめて」と言えないような状況下で、生徒の「同意」を得た、とは言えません。	
ツブロック禁止の理由にしている地域の事情とは何か。	総合的に判断して、校長が決めている。
下着の色によって、「落ち着いた学校環境」が阻害されたことはあるのか。（11校が指定）	服装や頭髪の乱れが、生活の乱れに繋がることもある。一つ一つの学校については承知していない。

- ◆校則が変だと思う 89%
- ◆変だと思うところ
 - 頭髪 83%
 - 服装 72%
- ◆校則をどうしてほしいか
 - 説明してほしい 64%
 - 意見を聞いてほしい 43%
 - なくしたい 72%

日本共産党県議団が実施した
高校生アンケート（1月末）



人権の尊重を求めて予算委員会で
質疑する加藤英雄県議（2/18）



「千葉トーク」（早稲田大学マニユフェスト
研究所と県民会議NPO法人ーCASのオ
ンライン討論会でも校則問題がとりあげら
れました（2/28）

